

亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付事業の流れについて

◆対象者となる人

以下のすべてにあてはまる人

- ・ 亀岡市内に居住している在宅生活者
- ・ 療育手帳 A 判定を持っている
- ・ 「排泄の意思表示が困難で、常時失禁状態にあり、紙おむつ等が必要である」と医師の意見書で確認できる

原則として20歳以上65歳未満の人

※65歳以上の人は、高齢福祉課の「亀岡市在宅要介護高齢者等介護用品支給事業」の対象とならない場合、かつ65歳以上以前から本事業を利用している人に限り対象となります。

※他の制度により同種の現物・現金給付を受けている人は対象外です。

◆給付の内容

紙おむつ・おむつカバー・尿取りパッド・おしり拭き 月額上限 **5,000円分**

※令和8年6月1日から施行です。申請月から翌年3月分までが対象です。

例) 令和8年6月に申請した場合

令和8年6月～令和9年3月分 5,000円×10か月=50,000円が上限

令和8年7月に申請した場合

令和8年7月～令和9年3月分 5,000円×9か月=45,000円が上限

◆申請・給付の流れ

1

かかりつけの病院で、医師の意見書をもらってください



医師の意見書の様式は亀岡市ホームページからダウンロードできます。

障がい福祉課の窓口でお渡しすることもできます。

※医療機関の方へ 指定の様式に必要な事項の記入をお願いします。

2

紙おむつ取扱業者に相談し、見積書をもらいましょう

まずは紙おむつ取扱業者に問い合せて、給付事業の対応が可能か確認しましょう。

業者の指定はありませんが、亀岡市が定める手続きに対応できることが必要です。

紙おむつ取扱業者に心当たりのない方は、障がい福祉課にお問い合わせください。

※業者の方へ 別紙 見積書（記入例）を参考にしてください。

裏面に続きます

3

市（障がい福祉課）に申請しましょう

※事前に申請が必要です。給付決定前に購入や納入（納品）を行った場合は、対象となりませんのでご注意ください。

亀岡市役所障がい福祉課（15番窓口）に申請に行きましょう。

【申請に必要なもの】

・申請書 ・医師の意見書 [市指定の様式に限る] (初回申請時のみ) ・見積書 ・療育手帳の写し

4

市が内容を審査し、給付の適否を決定します。

給付が決定したら、市から本人あてに **決定通知書と給付券** を送付します。

5

給付券が届いたら、給付券に **記名、押印** のうえ、

紙おむつ取扱業者に 給付券を 郵送等により 提出しましょう

亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付券

給付券番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
受給者氏名			性別(歳)
居住地			
種 別	印字されます。		
納入業者名			
本券有効期限	受給開始	年月日	
上記のとおり決定し			
年 月			
業者の納付した日	年月日	紙おむつ	受給者
検取者職名	氏名		
その他特記事項			

対象者の氏名を記入し、押印してください

6

給付券が紙おむつ取扱業者に届いたら、紙おむつ取扱業者から

給付決定額分の紙おむつが納入（納品）されます（限度額を超えた分は自己負担になります）

※業者の方へ 対象年度内（3月末まで）に納入（納品）してください。

7

紙おむつ取扱業者から、市に 給付券と請求書 が提出されます。

※業者の方へ 対象年度内（3月末まで）に提出してください。